
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 197

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2019年8月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～警備員の誘導ミスによる事故は誰の責任？
- 3・交通事故の裁判事例～両者の過失が同等の事故で大型車の過失を重く評価
- 4・今日の朝礼話題～船内でも飲酒運転は厳禁
- 5・【好評発売中】冊子「自分で気づこう！！バック事故の危険〈改訂新版〉」
- 6・【好評発売中】テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」

// //

★8月前半の安全管理ごよみ

◆1日（木）～31日（土）

——道路ふれあい月間（国土交通省）

◆2日（金）

——交通科学研究会地域交流会（鳥取県）

◆7日（水）

——第54回交通安全子供自転車全国大会（全日本交通安全協会）

◆8日（木）

——立秋

◆11日（日）

——山の日

◆12日（月）

——振替休日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2019/07/10/kongetsu-untentkanri-2019august/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第71回「警備員の誘導ミスによる事故は誰の責任？」

【質問】

警備員の誘導指示にしたがって駐車場から幹線道路に出ようとしたところ、幹線道路から走ってきた乗用車と衝突してしまいました。このような場合、事故の責任は誤った誘導をした警備員にあると思うのですが、いかがでしょうか？

【回答】

工事現場やスーパーマーケット等、施設駐車場の出入口などにおいて、警備員が通行している自動車等を誘導し、交通の整理を行うことがあります。

警備業法には、「警備業務」の内容が定められており、第2条1項2号には、その一内容として、「人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務」が挙げられています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/07/01/houritsu-71-keibiin/>

■交通事故の裁判事例

今回は、片側1車線道路から1車線道路に変わる接続部分付近で二輪車と大

型トラックが正面衝突した事故で、優者危険負担の原則が適用された事例を紹介します。

『過失の大きさが同等である場合、大型車の過失を二輪車より重く評価すべき』

【事故の状況】

平成25年5月29日午前6時35分頃、Aは自動二輪車を運転して大阪府高槻市の片側1車線道路（幅員約3m）のセンターライン付近を走行していたところ、前方の1車線道路（幅員約6m）の中央付近を大型トラックBが走行してきました。

Aは危険を感じてブレーキを踏んで回避行動を取りましたが、事故当時雨が降って路面が濡れており、転倒して正面衝突しました。

この事故でAは、骨盤開放骨折、右大腿骨開放骨折、左下腿骨開放骨折等の重傷を負いました。

Aは歩行者を避けるために道路のやや中央よりを走行していたが、大型トラックが道路の中央を越えて走行してきたために、回避行動をとった際に転倒したものであると主張しました。

これに対してBらは、Aはトラックと十分離合できる幅員の道路を走行していたもので、雨が降ってヘルメットの風防の雨滴で前方の見通しが悪く、急制動すると転倒しやすい状況にあったのであるから、とくに前方を注視し適切な速度を保つべき注意義務があり、相応の過失相殺がされるべきと主張しました。

裁判所では、次のように述べて、優者危険負担の原則から大型トラックの過失を少し重く認定しました。

【裁判所の判断】

「Bは中央を越えて進行していたものではあるものの、その程度は軽微（約40センチ）であり、Aも前方を十分に注視していれば、離合も十分可能であったことからすると、必ずしもどちらの過失が大きいとはいえない」

「しかし、Aが自動二輪車であるのに対して、Bが大型トラックであって、相

対的にBの過失を重く評価すべきであることを考慮すると、過失割合はAが45に対して、Bが55とするのが相当である」

としました。

(大阪地裁 平成29年6月30日判決)

■今日の朝礼話題

『船内でも飲酒運転は厳禁』

今年1月、福岡市のふ頭に停泊中の貨物船内で、バックするトレーラーを誘導していた作業員がトレーラーと荷台との間に挟まれて死亡する事故があり、安全な運転を怠ったとして、トレーラーを運転していたドライバーが過失運転致死の疑いで書類送検されたというニュースがありました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2019/07/18/tw-sennai-insyu/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

【好評発売中】

■教育用冊子「自分で気づこう！！バック事故の危険〈改訂新版〉」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット〈5冊〉・税別・送料実費）

本冊子は、バック時の自身の運転をチェックすることによって、具体的な危

険に気づくことのできる、ドライバーのためのバック事故防止教育教材です。

改訂版では、従来の4場面新たに「狭路へのバック」「道路端に駐車する際のバック」の2場面を加えた計6場面のイラストを見ながら、5つの質問にハイ・イエで答えるだけで、バック時における自身の危険性に気づくことができます。

巻末には付録として「バック事故を防止するための具体的方策」を掲載しています。バック事故を防ぐための対策を考える際のヒントとしてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<http://bit.do/eVj5p>

【好評発売中】

■教育用テキスト「高めよう！プロトラックドライバーとしての安全マインド」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,400円（税別・送料実費）

本書では、真のプロドライバーを「スキル」「マナー・モラル」「安全マインド」の3つの条件を併せ持った人と定義しています。

この中でも特に「安全マインド」は「絶対に事故を起こさない」という強い意識へとつながるため、ドライバーにとって事故防止のための最も重要な心がけと言えます。

第1章では、安全マインドが備わっているドライバーと備わっていないドライバーの働く姿勢が会社や社会に及ぼす影響をマンガで比較することで、安全マインドを持って働くことの大切さを理解することができます。

第2章では、各ドライバーの安全マインドを高めるための具体的な活動事例を紹介していますので、各事業所で安全マインドを高めるための活動の参考にさせていただきます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3100qLu>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和1年7月18日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

